

令和 4 年度版

白河地方広域市町村圏の概要

白河地方広域市町村圏整備組合

目 次

沿 革	1
位 置 図	3
圏 域 図	4
市町村人口の推移	5
組合のあゆみ	6

【 執 行 機 関 及 び 議 会 】

役員・議会議員	10
---------	----

【組織及び負担割合 予算・決算】

組織機構図	12
各施設（各課）の所在地	13
共同処理事務と負担割合	14
一般会計予算・決算	15
特別会計予算・決算	16

【 広 域 行 政 事 務 】

事 務 局	18
（1）総務課	
1） 組合市町村との連絡調整に関する事	19
2） 救急医療運営費補助事業に関する事	19
3） 介護認定審査会の設置・運営等に関する事	20
4） 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関する事	22
5） 情報通信ネットワークの整備及び共同運用システムの 運営管理に関する事	24
6） 白河地方土地開発公社に関する事	25
7） 新白河広域観光連盟に関する事	26
8） 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関する事	27
（2）衛生課（ごみ・し尿処理事業）	
1） 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事	28
（3）滞納整理課（滞納整理事業）	
1） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合 市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案 のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することと なった事案に係る滞納整理に関する事	36
（4）用水供給課（水道用水供給事業）	
1） 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事	38

【 消 防 事 務 】

消防本部	46
（1）組織等	
1） 消防組織	46
2） 広域消防力分布図	47
3） 所属別階級別配置状況	48
4） 階級別勤続年数	49
（2）出動状況等	
1） 市町村別火災発生状況	50
2） 市町村別火災原因状況	52
3） 過去 5 年間の火災状況	53
4） 発生場所別救急出動状況・署別救急出動状況	54
5） 月別救急出動状況・市町村別救急業務実施状況	56

沿 革

■ 歴史

白河地方は、古来より奥州への玄関口として栄えてきた。5世紀頃になると蝦夷の勢力が増大したので、その南下を防ぐため「白河の関」が設置されたと伝えられ、軍事的にも重要な拠点であった。

1869年（明治2年）に版籍奉還により白河県が置かれた。1871年（明治4年）には二本松県に統合され、その後、福島県となった。

1878年（明治11年）の郡区、町村編成法や、1887年（明治20年）の町村制施行、1955年（昭和30年）の町村合併（昭和の合併）、更には2005年（平成17年）に白河市、表郷村、大信村及び東村の合併（平成の合併）により、当地方は白河市を中核として、西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）と東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）の1市4町4村となり、現在に至っている。

■ 圏域の指定、設立

昭和44年、県下で最初に「白河地方広域市町村圏」の指定を受け、同年10月に「白河地方広域市町村圏協議会（1市1町6村）」が設立される。

昭和45年9月1日に白河市及び西白河郡（1市1町6村）を構成市町村として「白河地方広域市町村圏整備組合」が発足、昭和46年1月に東白川郡（3町1村）が加入し、1市4町7村が組合構成市町村となった。

その後、平成17年11月7日の白河市、表郷村、大信村及び東村の合併により、組合構成市町村が1市4町4村となった。

当圏域は、国、県はもとより構成市町村の相互理解のもとに、広域的に実施することが効率的な情報通信ネットワーク事業、救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害者介護給付費等支給審査会の運営、消防・救急業務などについて大きな成果を上げてきた。

このような中で、より効率的な事業運営を行うことを目的とし、平成24年4月1日、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団と統合し、廃棄物処理施設の設置運営及び廃棄物処理業務（ごみ処理、し尿処理）、水道用水供給事業を業務に加え、また、平成26年10月1日からは滞納整理事業を加え、更なる広域行政連携のための施策を展開している。

■ 人口

国勢調査結果からみた圏域人口の推移は、組合設立時の昭和 45 年 140,772 人から昭和 50 年に 140,375 人まで減少し、その後、昭和 55 年に 142,376 人、昭和 60 年 147,999 人、平成 7 年 154,858 人、平成 12 年 155,015 人と 15 万人を突破し増加傾向にあったが、平成 17 年 153,347 人、平成 22 年 150,117 人、平成 27 年 144,080 人、令和 2 年には 3.69%減の 138,770 人と 14 万人を割り込み減少傾向にある。

圏域における方部別人口の令和 2 年の平成 27 年に対する伸び率をみると白河市で 3.91%減少し、西白河郡では 0.01%の増加、東白川郡では 8.77%の減少と、西白河郡の西郷村を除き、全体的に減少している。

なお、県平均の伸び率も 4.23%減少している。

■ 地勢

首都圏から東北圏への入口にあたる福島県の最南端に位置し、栃木県及び茨城県に接している県境で、面積は 1,233.08 k m²である。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、ほぼ中央を北に向かって流れる阿武隈川と南部を南東に向かって流れる久慈川の流域に沿って平野部が開けている。

主な山岳としては、阿武隈山系には朝日山（797m）、八溝山系には八溝山（1,022m）、奥羽山系には三本槍岳（1,917m）、大白森山（1,642m）及び甲子山（1,549m）などがあり、丘陵地を形成している。

■ 気候

気象は、複雑な地形と山系の隣接によって、山岳気象の影響を強く受け、西白河地域では、比較的冷涼で気温が低く、降雨量が多いのに対し、東白川地域は、山岳気象の影響を受けず、温暖で降雪は極めて少ない。

令和 2 年における年間平均気温は 12.7℃（福島地方气象台）で、全域的には高原性のさわやかな気候といえる。

位 置 図

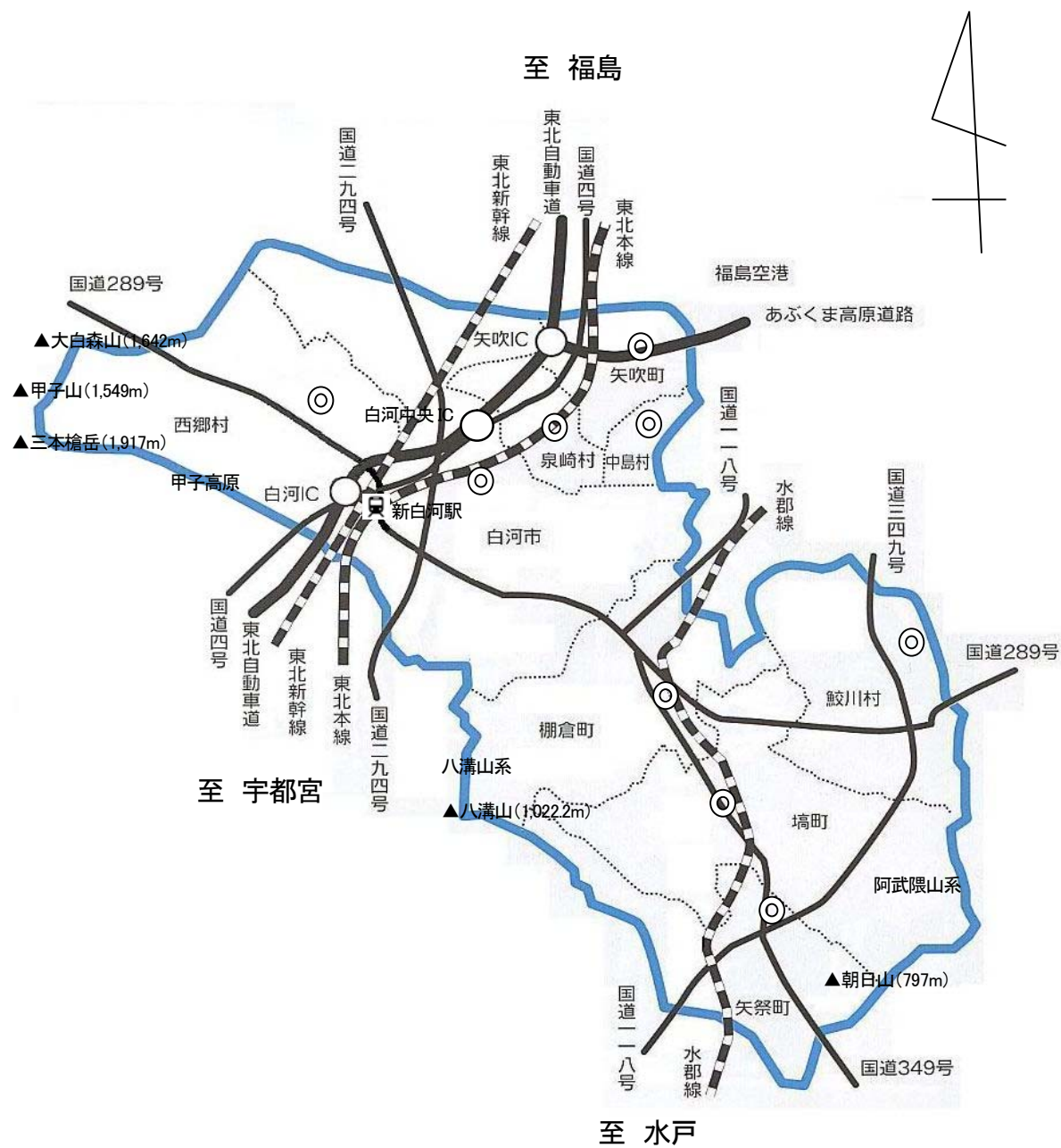
都道府県名 福島県

圏 域 名 白河地方広域市町村圏



構成市町村名		面積
		(R4. 4. 1現在) km ²
	白 河 市	305. 32
西 白 河 郡	矢 吹 町	60. 40
	西 郷 村	192. 06
	泉 崎 村	35. 43
	中 島 村	18. 92
東 白 川 郡	棚 倉 町	159. 93
	矢 祭 町	118. 27
	塙 町	211. 41
	鮫 川 村	131. 34
合 計		1, 233. 08

圏 域 図



凡例：◎は市町村役場所在地

市 町 村 人 口 の 推 移

市町村名	人 口	世 帯	面 積	人 口 密 度	国 勢 調 査 時 の 人 口 比 較			
	令和４年４月 (人)	令和４年４月 (戸)	令和４年４月 (k m ²)	1 k m ² あたり (人)	令和 ２年 (人)	平成 ２７年 (人)	増減 (人)	増減 (%)
白 河 市	58,294	23,904	305.32	190.9	59,491	61,913	△ 2,422	△ 3.91
矢 吹 町	17,068	6,190	60.40	282.6	17,287	17,370	△ 83	△ 0.48
西 郷 村	20,748	8,174	192.06	108.0	20,808	20,322	486	2.39
泉 崎 村	6,096	2,090	35.43	172.1	6,213	6,495	△ 282	△ 4.34
中 島 村	4,743	1,528	18.92	250.7	4,885	5,001	△ 116	△ 2.32
棚 倉 町	12,945	4,708	159.93	80.9	13,343	14,295	△ 952	△ 6.66
矢 祭 町	5,187	1,848	118.27	43.9	5,392	5,950	△ 558	△ 9.38
塙 町	8,093	2,953	211.41	38.3	8,302	9,157	△ 855	△ 9.34
鮫 川 村	2,901	984	131.34	22.1	3,049	3,577	△ 528	△ 14.76
計	136,075	52,379	1,233.08	110.4	138,770	144,080	△ 5,310	△ 3.69

資料：人口、世帯、面積等は、福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）より抜粋

組 合 の あ ゆ み

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和44年 6月	自治省から「白河地方広域市町村圏」の指定を受ける 対象市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）	
〃 10月	白河地方広域市町村圏協議会設立 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）	
昭和45年 9月	一部事務組合設立許可 （福島県指令地885号） 白河地方広域市町村圏整備組合発足 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）	一部事務組合設立許可 （福島県指令地885号） 規約に掲げる共同処理事務内容 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 青少年健全育成施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 道路補修センター及び農業機械化センターの設置並びに運営に関すること。 ◎ 常備消防の設置及び運営に関すること。 ◎ 救急施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 老人福祉センターの設置及び運営に関すること。
昭和46年 1月	棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村の組合加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村 （1市4町7村）	規約の一部変更 （東白川郡4町村を追加）
〃 3月	白河地方広域市町村圏基本構想・第1期基本計画策定	
〃 4月	白河地方広域市町村圏整備組合機械運営センター発足	
〃 4月	白河地方広域市町村圏消防本部及び白河消防署発足	
昭和47年 4月	白河地方広域市町村圏の常備消防体制確立 （矢吹・西郷・東・棚倉・塙・矢祭の各分署及び鮫川出張所の開設）	
昭和48年 1月		規約の一部変更 （消防関係の共同処理事務内容の整理） ◎ 消防に関すること。（ただし、消防団に関するものを除く。）。 ※常備消防及び救急施設を消防に統一。
〃 4月	老人福祉センター「ことぶき荘」「さざり荘」開設	
昭和49年～	市町村職員研修の実施	
昭和50年 4月	白河消防署表郷出張所の開設	
昭和51年 7月	機械運営センター農業機械部門縮小	
昭和52年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 研修に関すること。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
昭和54年 3月	白河地方広域市町村圏計画、第2期基本計画策定	
〃 3月	広報「広域圏だより」創刊	

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和54年 4月	棚倉分署を消防署に、鮫川出張所及び表郷出張所を分署に昇格 大信救急分遣所、矢祭救急分遣所を開設	
昭和55年 3月	白河地方新広域市町村圏計画策定	
〃 4月	矢吹分署を消防署に昇格	
昭和56年	福島県から「地場産業振興モデル地域」の指定を受ける。	
昭和57年 6月	県南地域地場産業振興計画策定	
昭和58年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 老人福祉センターの設置運営事務を廃止。 （大信・鮫川村） ※組合規約変更に伴う財産処分：老人施設・バス。 ◎ 青少年健全育成施設の設置運営事務を廃止。 ◎ 機械運営センターの農業機械部門を廃止。 ※昭和50年に農業機械部門が廃止されたことによる。
昭和58年 6月	新白河広域観光連盟の事務局が移管される	
〃 12月	自治省から「地域経済活性化対策推進地域」の指定を受ける	
昭和59年	白河地域経済活性化計画策定	
昭和61年 4月	第二次救急医療運営費補助事業を実施	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 救急医療運営費補助事業に関すること。
〃 10月	組合新庁舎完成 白河地方広域市町村圏消防本部、事務局及び白河消防署庁舎となる	
昭和62年 3月	白河地方広域市町村圏要覧の発行	
〃 4月	泉崎中島分遣所の開設 棚倉消防署矢祭救急分遣所を矢祭分署に、白河消防署大信救急分遣所を大信分遣所に昇格	
平成 3年 3月	第三次白河地方広域市町村圏計画策定	
平成 4年 4月	泉崎中島分遣所を分署に昇格	
平成 7年 4月	大信分遣所を分署に昇格	
平成11年 5月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 10月	準備要介護認定審査会設置、要介護度の事前審査判定開始	
平成12年 4月	介護認定審査会設置、要介護度の審査判定開始	
平成13年 2月	第四次白河地方広域市町村圏計画策定	
〃 3月	機械運営センターを廃止	規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 道路補修センターの設置並びに運営に関すること。
平成14年12月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
平成16年 1月	白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク運用開始	
〃 4月		規約の一部変更 （経費の支弁方法を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関する経費負担及びその他の経費負担を追加。
平成18年 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条に規定する障がい程度区分認定審査会の設置、運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 6月	障がい程度区分認定審査会設置・障がい程度区分の審査判定開始	
平成23年 1月	広報「広域圏だより」第83号をもって廃刊	
〃 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加削除） ※追加 ◎ 組合市町村との連絡調整に関すること。 ※削除 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 研修に関すること。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
〃 3月11日	東日本大震災	
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴う規約変更	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。 ◎ 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）
〃 4月1日	組 合 統 合	
平成25年10月	障がい者支援に関する制度改正に伴う共同処理事務の表記内容変更 （旧）障害者自立支援法 →（新）障害者総合支援法（略称）	規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
平成26年 3月	東日本大震災により発生した災害廃棄物145,547 t（H23～H25年度）の処理完了	
〃 7月	構成市町村から地方税に係る滞納事案の整理を引き受けるため、滞納整理部門の設置に伴う共同処理事務を追加	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。
〃 10月	滞納整理事業開始	
令和3年 7月		規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。
〃 10月	事務所の移転	規約の一部変更 （組合の事務所の位置） ◎ 組合の事務所は、福島県白河市表郷金山字長者久保2番地に置く。

執 行 機 関
及 び 議 会

白河地方広域市町村圏整備組合役員・議会議員名簿

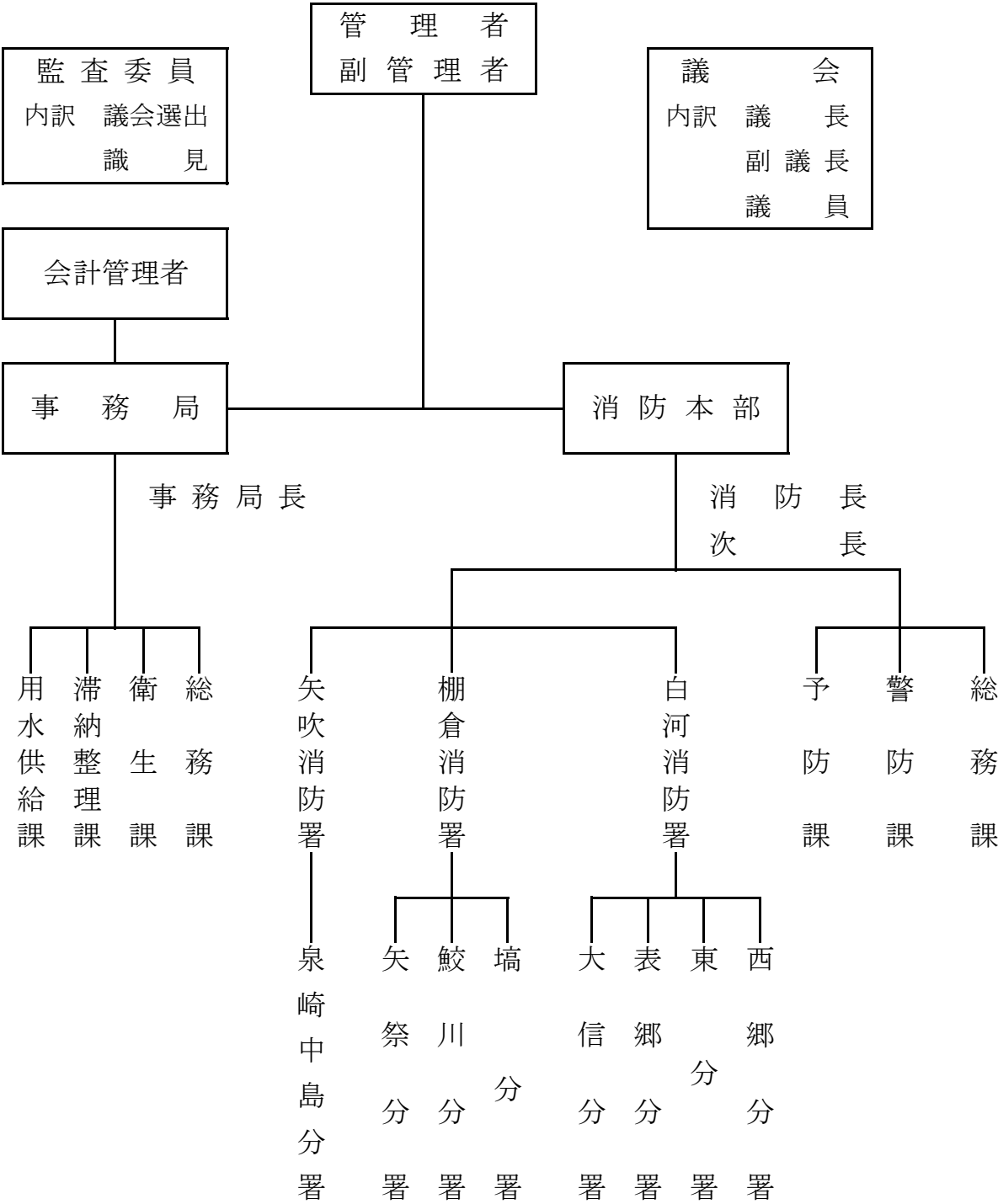
令和4年5月26日現在

役 職 名	現 職	氏 名	備 考
管 理 者	白 河 市 長	鈴 木 和 夫	
代表副管理者	中 島 村 長	加 藤 幸 一	
代表副管理者	矢 祭 町 長	佐 川 正 一 郎	
副管理者	矢 吹 町 長	蛭 田 泰 昭	
副管理者	西 郷 村 長	高 橋 廣 志	
副管理者	泉 崎 村 長	箭 内 憲 勝	
副管理者	棚 倉 町 長	湯 座 一 平	
副管理者	塙 町 長	宮 田 秀 利	
副管理者	鮫 川 村 長	関 根 政 雄	
監査委員	議 会 選 出 監 査 委 員	筒 井 孝 充	
監査委員	識 見 監 査 委 員	鈴 木 政 則	
議席番号	現 職	氏 名	備 考
1	白 河 市 議 会 議 員	大 木 絵 理	
2	白 河 市 議 会 議 員	室 井 伸 一	
3	白 河 市 議 会 議 員	北 野 唯 道	
4	白 河 市 議 会 議 長	筒 井 孝 充	監査委員
5	矢 吹 町 議 会 議 長	角 田 秀 明	
6	矢 吹 町 議 会 副 議 長	富 永 創 造	
7	西 郷 村 議 会 議 長	真 船 正 康	
8	西 郷 村 議 会 副 議 長	秋 山 和 男	
9	泉 崎 村 議 会 議 長	鈴 木 清 美	議長
10	泉 崎 村 議 会 副 議 長	岡 部 英 夫	
11	中 島 村 議 会 議 長	藤 田 利 春	
12	中 島 村 議 会 議 員	小 室 辰 雄	
13	棚 倉 町 議 会 議 長	須 藤 俊 一	副議長
14	棚 倉 町 議 会 副 議 長	佐 川 裕 一	
15	矢 祭 町 議 会 議 長	藤 田 玄 夫	
16	矢 祭 町 議 会 副 議 長	緑 川 裕 之	
17	塙 町 議 会 議 長	割 貝 壽 一	
18	塙 町 議 会 副 議 長	鈴 木 孝 則	
19	鮫 川 村 議 会 議 長	星 一 彌	
20	鮫 川 村 議 会 副 議 長	宗 田 雅 之	

組 織 及 び
負 担 割 合
予 算 ・ 決 算

白河地方広域市町村圏整備組合組織機構図

令和4年4月1日現在



白河地方広域市町村圏整備組合 各施設（各課）の所在地

事 務 局			TEL	0248(21)5193	
	総 務 課	〒961-0416	FAX	0248(21)9953	
		白河市表郷金山字長者久保2番地		TEL	0248(21)5858
	衛生課		〒961-0023	TEL	0248(28)3558
	西白河地方クリーンセンター 西白河地方リサイクルプラザ		白河市亀石1番地		
	白河地方清掃センター		〒961-0051 白河市大牛埴41番地	FAX	0248(28)3559
	西郷埋立処分場		〒961-8001 西郷村大字羽太字弥六林地内		
	用水供給課		〒961-8071	TEL	0248(25)5395
	芝原浄水場		西郷村大字真船字芝原47番地11	FAX	0248(25)5397
消 防 本 部		〒961-0975	TEL	0248(22)2157	
		白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)3999	
白 河 消 防 署		〒961-0975	TEL	0248(22)2155	
		白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)6200	
白河消防署西郷分署		〒961-8091	TEL	0248(25)2534	
		西郷村大字熊倉字折口原39番地5	FAX	0248(25)0494	
白河消防署東分署		〒961-0303	TEL	0248(34)3161	
		白河市東釜子字枇杷山28番地52	FAX	0248(34)2999	
白河消防署表郷分署		〒961-0403	TEL	0248(32)3432	
		白河市表郷番沢字吉ノ目35番地2	FAX	0248(32)3999	
白河消防署大信分署		〒969-0303	TEL	0248(46)2347	
		白河市大信下小屋字段ノ原29番地1	FAX	0248(46)2899	
棚 倉 消 防 署		〒963-6131	TEL	0247(33)4522	
		棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘73番地	FAX	0247(33)7499	
棚倉消防署塙分署		〒963-5411	TEL	0247(43)1219	
		塙町大字上石井字薬師堂41番地1	FAX	0247(43)0994	
棚倉消防署鮫川分署		〒963-8401	TEL	0247(49)2119	
		鮫川村大字赤坂中野字道少田13番地1	FAX	0247(49)2399	
棚倉消防署矢祭分署		〒963-5119	TEL	0247(46)2119	
		矢祭町大字小田川字春田1番地1	FAX	0247(46)2791	
矢 吹 消 防 署		〒969-0256	TEL	0248(42)3762	
		矢吹町鍋内25番地5	FAX	0248(42)3999	
矢吹消防署泉崎中島分署		〒969-0103	TEL	0248(53)2978	
		泉崎村大字北平山字下原12番地2	FAX	0248(53)2899	

共同処理事務と負担割合

共同処理事務	負担割合
1. 組合市町村との連絡調整に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
2. 消防に関すること（消防団に関するものを除く。）。	地方交付税法（昭和25年法律第211号）第12条に規定する消防費の政令指定にかかる基準財政需要額割
3. 救急医療運営費補助事業に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
4. 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条及び第37条に規定する介護認定審査会の設置・運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
6. 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。	①情報通信ネットワーク運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ②共同運用システム運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ③その他①及び②に該当しない経費 議決により定める。
7. 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。	①し尿処理経費 人口割 30% 利用実績割 70% ②ごみ処理経費 人口割 30% 利用実績割 35% 年間運行台数割 35%
8. 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）。	①義務的経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078% ②浄水経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078%
9. 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。	滞納額割 経費の30%相当額 徴収金額割 経費の70%相当額

※その他の取扱事務

- 1) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 2) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 3) 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関すること。

令和4年度 一般会計 当初予算

(歳入)

(単位:千円)

款	令和4年度	令和3年度	比較	増減率	備考
1. 分担金及び負担金	3,341,497	3,293,028	48,469	1.47%	
2. 使用料及び手数料	268,971	265,279	3,692	1.39%	
3. 国庫支出金	1,322	11,816	△ 10,494	△ 88.81%	
4. 県支出金	1,464	3,252	△ 1,788	△ 54.98%	
5. 財産収入	102	2,502	△ 2,400	△ 95.92%	
6. 寄附金	1	1	0	0.00%	
7. 繰入金	19,186	23,842	△ 4,656	△ 19.53%	
8. 繰越金	47,558	16,160	31,398	194.29%	
9. 諸収入	61,468	56,690	4,778	8.43%	
10. 組合債	53,400	64,900	△ 11,500	△ 17.72%	
歳入合計	3,794,969	3,737,470	57,499	1.54%	

(歳出)

(単位:千円)

款	令和4年度	令和3年度	比較	増減率	備考
1. 議会費	614	758	△ 144	△ 19.00%	
2. 総務費	374,479	360,871	13,608	3.77%	
3. 民生費	52,188	52,017	171	0.33%	
4. 衛生費	1,372,274	1,311,324	60,950	4.65%	
5. 消防費	1,847,793	1,870,575	△ 22,782	△ 1.22%	
6. 公債費	127,421	121,725	5,696	4.68%	
7. 予備費	20,200	20,200	0	0.00%	
歳出合計	3,794,969	3,737,470	57,499	1.54%	

一般会計 歳入歳出決算

(歳入)

(単位:千円)

款	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
1. 分担金及び負担金	3,422,387	3,730,161	3,296,190	3,379,587	3,336,364
2. 使用料及び手数料	272,499	276,082	272,426	267,019	268,083
3. 国庫支出金	445,283	127,272	12,429	14,536	10,069
4. 県支出金	2,096	2,365	3,150	3,148	3,140
5. 財産収入	359	457	1,580	1,575	1,223
6. 寄附金	0	0	0	0	500
7. 繰入金	39,292	181,855	150,540	-	-
8. 繰越金	143,925	140,147	133,607	135,726	151,748
9. 諸収入	144,640	131,351	102,573	121,194	110,034
10. 組合債	196,800	225,500	214,500	33,100	56,800
歳入合計	4,667,281	4,815,190	4,186,995	3,955,885	3,937,961

(歳出)

(単位:千円)

款	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
1. 議会費	585	607	553	539	540
2. 総務費	345,445	357,013	365,365	395,671	358,358
3. 民生費	44,773	51,395	48,980	54,567	54,927
4. 衛生費	1,329,888	1,770,317	1,292,336	1,276,077	1,320,644
5. 消防費	2,640,341	2,258,584	2,139,569	1,816,294	1,780,839
6. 公債費	99,361	78,998	176,285	279,130	286,928
7. 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	4,460,393	4,516,914	4,023,088	3,822,278	3,802,236

令和4年度 特別会計 当初予算

(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
令和4年度	営業収益	726,054	営業費用	741,910	企業債	2,324,600	建設改良費	2,324,763
	営業外収益	488,015	営業外費用	41,404	—	—	企業債償還金	357,939
	特別利益	48,265	特別損失	1	—	—	—	—
	—	—	予備費	5,000	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,262,334	用水供給事業費用計	788,315	資本の収入計	2,324,600	資本の支出計	2,682,702

特別会計 収入支出決算

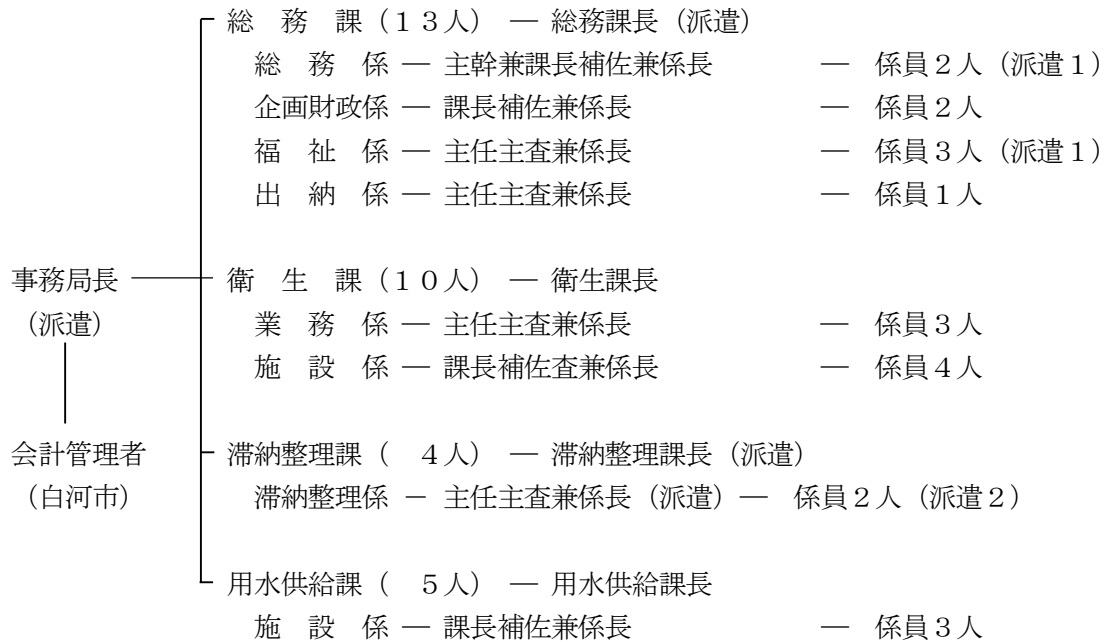
(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
令和2年度	営業収益	726,055	営業費用	823,555	企業債	99,400	建設改良費	117,195
	営業外収益	384,057	営業外費用	95,058	—	—	企業債償還金	372,263
	特別利益	50,678	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,160,790	用水供給事業費用計	918,613	資本の収入計	99,400	資本の支出計	489,458
令和元年度	営業収益	719,454	営業費用	822,343	企業債	33,700	建設改良費	33,794
	営業外収益	385,530	営業外費用	105,783	出資金	5,232	企業債償還金	374,736
	特別利益	50,302	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,155,286	用水供給事業費用計	928,126	資本の収入計	38,932	資本の支出計	408,530
平成30年度	営業収益	712,854	営業費用	833,121	企業債	37,100	建設改良費	37,117
	営業外収益	385,562	営業外費用	109,311	出資金	6,528	企業債償還金	371,601
	特別利益	54,348	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,152,764	用水供給事業費用計	942,432	資本の収入計	43,628	資本の支出計	408,718

事 務 局

事務局 (R4. 4. 1 現在)

1 組織



2 業務

(1) 総務課

- 1) 組合市町村との連絡調整に関すること。
- 2) 救急医療運営費補助事業に関すること。
- 3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。
- 4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。
- 5) 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。
- 6) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 7) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関すること。

(2) 衛生課

- 1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(3) 滞納整理課

- 1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

(4) 用水供給課

- 1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

3 業務内容

(1) 総務課

1) 組合市町村との連絡調整に関すること。

総務課が所管する総務・財政・情報・福祉等の構成市町村長、担当課長及び担当者会議を開催し、各部門の連絡調整を図るもの。

2) 救急医療運営費補助事業に関すること。

①第二次救急医療補助事業の実施

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制確保のため、協議機関として圏域市町村、病院群、消防本部、県南保健福祉事務所、医師会で「白河地方第二次救急医療運営協議会（※1）」を設立し、4病院で構成する白河地方病院群輪番制病院協議会（※2）に運営費を補助（※3）するもの。

※1 白河地方第二次救急医療運営協議会

役職名	機 関 名 及 び 職 名	役職名	機 関 名 及 び 職 名
会 長	福島県県南保健福祉事務所長	委 員	会田病院長
副会長	白河医師会長	〃	塙厚生病院長
〃	東白川郡医師会長	〃	白河病院長
〃	白河市保健福祉部長	〃	矢吹町保健福祉課長
〃	棚倉町健康福祉課長	〃	西郷村健康推進課長
〃	白河厚生総合病院長	〃	泉崎村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏整備組合 事務局長	〃	中島村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏消防本部 消防長	〃	矢祭町町民福祉課長
		〃	塙町健康福祉課長
		〃	鮫川村住民福祉課長
		〃	白河地方広域市町村圏消防本部 警防課長

※2 白河地方病院群輪番制病院協議会

構 成 病 院 名	備 考
白河厚生総合病院、会田病院、塙厚生病院、白河病院	

※3 年度別病院群輪番制搬送人数及び補助金額

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予定)
輪番日数	438日	442日	436日	435日	435日
搬送人数	1,881人	1,919人	1,699人	1,819人	— 人
補助金額	27,008千円	26,666千円	26,292千円	24,782千円	24,470千円

病院群輪番制病院運営事業とは、地域内の第二次救急病院が輪番方式により、当番日に必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制の外に、重症・救急患者の受入に対応できる医師等を置き、その医療を確保するものです。

3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。

介護認定審査会

◎合議体委員内訳

第1合議体) 第8合議体 (隔週開催)	分 野		正委員	補強委員	
	医 療	1 5 人	8 人	7 人	
		医師	1 2 人	6 人	6 人
		歯科医師	2 人	1 人	1 人
		薬剤師	1 人	1 人	－
	保 健	1 3 人	8 人	5 人	
		理学療法士	5 人	3 人	2 人
		作業療法士	3 人	2 人	1 人
		看護師	5 人	3 人	2 人
	福 祉	2 0 人	1 6 人	4 人	
		特養施設職員	4 人	4 人	－
		老健施設職員	4 人	4 人	－
		介護福祉士	3 人	3 人	－
		社会福祉士	1 人	－	1 人
介護支援専門員		8 人	5 人	3 人	
合 計		4 8 人	3 2 人	1 6 人	

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医 療	1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師・歯科医師・薬剤師のうちから1人
	保 健	1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人
	福 祉	2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員のうちから2人
補強委員 (2名)	医 療	1人	医師・歯科医師のうちから1人 ※1合議体のみ2人
	保健・福祉	1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1人 ※1合議体は2人

※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,000円、「医師及び歯科医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費及び通信費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

令和 3 年度介護認定審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第 1 合議体	第 2 合議体	第 3 合議体	第 4 合議体	第 5 合議体	第 6 合議体	第 7 合議体	第 8 合議体	合 計
開催回数	18	19	20	18	19	18	20	18	150
審査件数	638	671	710	645	677	637	708	640	5,326

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
白河市	2	197	317	326	447	421	414	251	2,375
矢吹町	5	40	76	67	107	94	112	58	559
西郷村		41	80	68	124	95	86	56	550
泉崎村	3	17	25	28	43	42	59	42	259
中島村	2	22	28	15	17	25	31	20	160
棚倉町	2	21	77	54	103	102	108	78	545
矢祭町		25	25	46	38	36	25	30	225
塙 町	1	64	80	69	88	90	59	31	482
鮫川村		4	21	20	28	34	31	33	171
合 計	15	431	729	693	995	939	925	599	5,326

③介護認定区分の変更内訳

(単位：件)

2 次 1 次	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
非該当	14	5							19
要支援 1	1	426		1					428
要支援 2			466	54					520
要介護 1			263	638	3				904
要介護 2					992	8			1,000
要介護 3						931	5		936
要介護 4							920	1	921
要介護 5								598	598
合 計	15	431	729	693	995	939	925	599	5,326

4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。

障 害 者 介 護 給 付 費 等 支 給 審 査 会

◎合議体委員内訳

	分 野		正委員	補強委員
	医 療	5 人	2 人	3 人
第 1 合議体	精神科医師	2 人	2 人	—
	その他の医師	3 人	—	3 人
	身体障がい	3 人	3 人	—
	障がい者支援施設職員	1 人	1 人	—
	理学療法士	1 人	1 人	—
	作業療法士	1 人	1 人	—
第 3 合議体	知的障がい	6 人	3 人	3 人
	障がい者支援施設職員	3 人	3 人	—
	社会福祉士	3 人	—	3 人
	精神障がい	3 人	3 人	—
	精神保健福祉士	3 人	3 人	—
	合 計	1 7 人	1 1 人	6 人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4 人)	医 療	1 人	精神科医師
	身体障がい	1 人	障がい者支援施設職員・理学療法士・作業療法士のうちから 1 人
	知的障がい	1 人	障がい者支援施設職員
	精神障がい	1 人	精神保健福祉士
補強委員 (2 人)	医 療	1 人	医師
	身体・知的 精神障がい	1 人	社会福祉士

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	障害者介護給付費等支給審査会は、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第 3 4 条第 1 項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第 6 0 条第 2 号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2 年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師」2 0, 0 0 0 円、「医師以外の者」1 5, 0 0 0 円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費及び通信費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額 1, 5 0 0 円を支給する。(組合条例)

令和3年度障害者介護給付費等支給審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	計
開催回数	7	6	5	18
審査件数	127	104	93	324

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	計
白河市		2	20	28	32	26	32	1	141
矢吹町			4	4	8	6	9		31
西郷村	1	3	4	7	3	7			25
泉崎村		1	3	2	2	7			15
中島村		1	3	4	4	3			15
棚倉町		2	2	6	8	8			26
矢祭町		1	7	4	1	2			15
塙町		6	3	4	7	16	1		37
鮫川村	1	1	8	4	4	1			19
計		4	39	62	71	61	85	2	324

③審査判定内訳

(単位：件)

区分 種別	新規	更新	区分変更	再調査	計	有効期間内訳			
						12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	計
身体障がい	11	46	2		59			59	59
知的障がい	21	100	1		122			122	122
精神障がい	26	45	1	2	74			72	72
難病									
身体・知的	3	43			46			46	46
身体・精神	1	1			2			2	2
知的・精神	2	12	2		16			16	16
難病・身体	1	2	1		4			4	4
難病・知的									
難病・精神		1			1			1	1
身・知・精									
難・身・知									
難・身・精									
難・知・精									
難・身・知・精									
計	65	250	7	2	324			322	322
								非該当	

④障害支援区分の変更内訳

(単位：件)

2次 1次	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	計
非該当								1	1
区分1		4							4
区分2			39						39
区分3				62	2			1	65
区分4					69				69
区分5						60	4		64
区分6						1	81		82
計		4	39	62	71	61	85	2	324

5) 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。

白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク事業

(1) 事業の目的

- ① 電子自治体実現に向け、自営光ケーブルを敷設することで、ブロードバンドネットワーク（超高速通信）環境を低コストで実現する。
- ② 各システムの設備及び運用管理コストの削減を図るため、広域ネットワーク環境を活用し、各種システムを共同利用することにより効率的かつ低コストなシステム運用を実現する。

(2) 事業の概要

1) 事業の概略

IDC フロンティア白河データセンターと各市町村役場及び公民館・学校等の公共施設を光ファイバーで接続し、総合行政ネットワーク（LGWAN）及びインターネットへの専用線接続並びに市町村学校統合型校務支援ネットワーク専用線接続を実施するとともに、電子自治体実現に向けた各種アプリケーションシステムを共同で管理運営するための環境を整備している。

2) 参加市町村

白河市・矢吹町・中島村・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村
白河地方広域市町村圏整備組合

3) 敷設した光ケーブル

- ① 延長：350.14km
- ② 通信速度：幹線（100 芯）5ギガビット、支線（8 芯）100メガビット

4) 導入アプリケーション

- ① インターネット接続システム及びインターネット仮想化システム
（一般住民利用及び行政職員利用のためのインターネット環境整備）
- ② ホームページ作成システム
（住民への情報提供のためのホームページ作成システムの整備）
- ③ 総合行政ネットワーク（LGWAN）接続システム（国・県との情報通信網の整備）
- ④ 市町村学校統合型校務支援ネットワーク接続システム
（福島県教育委員会運用システムへの通信網の整備）
- ⑤ 公会計システム（内部事務の効率化）
- ⑥ 固定資産管理システム（内部事務の効率化）
- ⑦ 人事給与システム（内部事務の効率化）
- ⑧ 文書管理システム（内部事務の効率化）
- ⑨ グループウェアシステム（内部事務の効率化） 等

6) 白河地方土地開発公社に關すること。

白 河 地 方 土 地 開 発 公 社

①設立年月日 昭和48年2月12日

②機 構

理 事 長 — 副理事長（2人）— 理事（6人）— 監事（3人）

業務部（4人）

専務理事 — 出納室（2人）

※専務理事以下7人は、当組合職員が兼務

③構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・
矢祭町・塙町・鮫川村

④業 務 公有用地・公用地等の取得、管理、処分等

⑤出 資 金 1,000万円

（単位：万円）

市町村名	出資額	市町村名	出資額	市町村名	出資額
白河市	390	矢吹町	95	西郷村	85
泉崎村	55	中島村	50	棚倉町	95
矢祭町	70	塙 町	95	鮫川村	65

⑥事業実績（過去5年）

（単位：件、㎡、千円）

年度	受 託 事業数	取得面積	取得金額	完 了 事業数	売払面積	売払金額
H29	1					
H30	1			1	164.61	4,055
R元	—					
R2	—					
R3	—					

7) 新白河広域観光連盟に関すること。

新 白 河 広 域 観 光 連 盟

① 設 立 年 月 日 昭 和 5 7 年 4 月 2 1 日

② 機 構

会長 — 副会長（3人）— 監事（2人）— 会員（7人）

事務局長 — 課長

— 課長補佐兼係長 — 職員（2人）

└ 観光案内所（案内スタッフ1名が常駐）

※事務局長以下5人は、当組合職員が兼務

③ 構 成 団 体 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・矢祭町・
埴町・鮫川村・石川町・浅川町・那須町・天栄村

④ 目 的 会員相互の連携を密にし、広域観光の推進を図る。

⑤ 業 務 1) 新白河広域観光案内所の運営
 2) 広域的観光の推進に必要な事業

令和4年度事業計画

区分	事業名	事業内容
1	新白河広域観光案内所の運営	新白河広域観光案内所の運営に関し、これまで個人契約における課題であった安定運営に必要な人員の確保と案内業務における質の向上のため、令和4年度から業務委託することで、効率的かつ安定的な案内所の運営を行うとともに、民間事業者としての工夫や、女性ならではの発想と活動により、利用者のニーズを反映した質の高いサービスの提供を図る。
2	新白河観光写真展の開催	行楽客・帰省客を対象に当地方の観光地をPRするため、各観光地の四季折々の写真を新白河駅構内にて展示する。
3	東北の観光案内所ネットワーク化事業	東北の各都市の観光案内所をネットワーク化し、旅行者に対して広域観光情報を多言語で提供する体制を構築するとともに、合同研修会を通じて、観光案内所職員のスキルアップを図る。また、首都圏の観光案内所と連携を強化し、東北への誘客や周遊促進を図る。 ①タブレットを活用した参加観光案内所とのネットワーク機能維持 ②デジタルサイネージを活用した東北プロモーションの強化 ③観光案内所スタッフ合同研修会 ④首都圏観光案内所との連携

8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

①白河地方福祉有償運送等運営協議会の目的

下記に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等（以下「NPO法人等」という。）による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録により行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため設置するもの。

別表1 構成市町村

白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村

別表2 協議会の委員

関係する地方公共団体の長又はその指名する職員	2名
公共交通に関する学識経験者	1名
関係する地域住民の代表	2名
想定される有償運送の利用者の代表	2名
関係する地域ボランティア団体の代表	2名
関係する地域の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	4名
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	1名
構成市町村内の福祉有償運送実施団体の代表	1名
東北運輸局福島運輸支局長又はその指名する職員	1名
福島県職員	1名
構成市町村職員の代表	3名

別表3 福祉有償事業者申請経過及び申請予定

番号	法人名	R2	R3	R4
1	社会福祉法人 白河市社会福祉協議会			更新
2	東西しらかわ農業協同組合			更新
3	社会福祉法人 矢吹町社会福祉協議会			更新
4	公益財団法人 会田病院			—
5	社会福祉法人 西郷村社会福祉協議会			更新
6	社会福祉法人 泉崎村社会福祉協議会			更新
7	社会福祉法人 中島村社会福祉協議会			更新
8	社会福祉法人 矢祭町社会福祉協議会			更新
9	社会福祉法人 埴町社会福祉協議会			更新
10	社会福祉法人 甲子の里福祉会	更新		
11	社会福祉法人 清峰会	更新		

(2) 衛生課

1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

一般廃棄物処理事業は、昭和41年1月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により「西白河地方衛生処理一部事務組合」を設立し、ごみ処理施設・し尿処理施設・埋立処分場の管理・運営並びにごみ及びし尿の収集運搬業務を実施してまいりました。

また、ごみの減量化と資源化を推進するためリサイクルプラザを建設し、資源ごみのリサイクルに取り組むとともに、埋立処分場の延命化に努めています。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、衛生課において、業務を継続しています。

1. ごみ処理事業

1) ごみ処理事業の各施設

①ごみ焼却処理事業

名	称	西白河地方クリーンセンター
所	在	地
竣	工	年 月 日
構	造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造
		地下3階・地上5階 延床面積 4,097.80㎡
		車庫棟 鉄骨平屋建 延床面積 204.96㎡
施	設	運 転 管 理
		委託

②廃棄物資源化事業

名	称	西白河地方リサイクルプラザ
所	在	地
竣	工	年 月 日
敷	地	面 積
構	造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造
		地下1階・地上3階 延床面積 6,943.18㎡
施	設	運 転 管 理
		委託

③埋立処分場事業

名	称	西郷埋立処分場
所	在	地
竣	工	年 月 日
総	面	積
埋	立	容 量
埋	立	面 積
残	余	容 量
残	余	埋 立 期 間
施	設	運 営 管 理
重	機	機

バックホウ1台、トラッシュコンパクタ1台

※ごみの分別区分（全戸配付冊子 資源とごみの正しい分け方と出し方参照）

- ・可燃ごみ → 台所の生ごみ、革製品、わりばし、草・枝
- ・古紙類等 → 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装
- ・資源ごみ → かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣類等
- ・不燃ごみ → 植木鉢、傘、ガラスくず、瀬戸物、ポット、ラジカセ、ゲーム機、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、体温計）
- ・粗大ごみ → 可燃性・不燃性粗大ごみ

2) ごみ処理の状況

(単位：t・%)

区 分		平 成			令 和	
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
可燃ごみ	処 理 量	32,920	32,614	32,785	35,805	34,270
	前年度比	95.90	99.07	100.52	109.21	95.71
不燃ごみ・資源ごみ、 古紙類	処 理 量	5,768	5,586	5,497	5,498	6,076
	前年度比	94.45	96.84	98.41	100.02	110.51
計	処 理 量	38,688	38,200	38,282	41,303	40,346
	前年度比	95.68	98.74	100.21	107.89	97.68

他自治体受託分（可燃ごみ：石川組合受託分2,057 t＋那須組合受託分599 t＝2,656 t）を除く

3) ごみ処理の内訳

①可燃ごみの処理量（令和2年度）

(単位：t)

単位：t

市 町 村 別			白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体	
クリーンセンター 処理量	生活系	収集	可燃ごみ	9,769	2,698	3,095	873	614	17,049
		可燃性粗大ごみ	20	5	7	1	1	34	
	搬入	可燃ごみ	1,083	143	305	89	53	1,673	
		不法投棄等減免	20	2	16	5	1	44	
		可燃性破砕物	933	274	286	87	62	1,642	
		し尿汚泥	1,134	342	250	98	171	1,995	
		火災廃材	94	14	0	0	0	108	
		計	13,053	3,478	3,959	1,153	902	22,545	
	事業系	許可業者収集	5,920	1,635	1,939	580	147	10,221	
		持ち込み	816	109	186	92	39	1,242	
		計	6,736	1,744	2,125	672	186	11,463	
	災害分	可燃ごみ	3	23	1	1	1	29	
		稲わら	19	0	138	0	0	157	
		木くず	0	75	0	0	0	75	
		畳くず	0	1	0	0	0	1	
		計	22	99	139	1	1	262	
	その他	石川組合受託分	-	-	-	-	-	2,057	
那須組合受託分		-	-	-	-	-	599		
計		0	0	0	0	0	2,656		
可燃ごみ 計			19,811	5,321	6,223	1,826	1,089	36,926	

②不燃・資源ごみの処理量（令和2年度）

(単位：t)

市町村別				白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体
リ サ イ ク ル	生 活 系	収 集	不燃ごみ	722	248	222	70	62	1,324
			資源ごみ	1,298	383	434	131	89	2,335
			古紙類	774	126	190	93	39	1,222
			不燃性粗大ごみ	29	5	9	2	1	46

プラザ処理量	搬入	不燃ごみ	570	90	168	43	31	902
		不法投棄等減免	8	1	4	1	0	14
	計		3,401	853	1,027	340	222	5,843
	事業系	許可業者収集	49	28	5	2	0	84
		持ち込み	80	9	15	4	3	111
		計	129	37	20	6	3	195
	災害分 不燃ごみ		6	26	1	4	1	38
	不燃・資源ごみ 計		3,536	916	1,048	350	226	6,076
	総 処 理 量		23,347	6,237	7,271	2,176	1,315	43,002

4) 資源化量

(単位：t)

種 別		平 成			令 和	
		28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
古紙類等	新聞	556	528	478	407	391
	雑誌	408	354	361	326	333
	段ボール	524	493	489	447	481
	紙パック	5	5	5	5	4
	紙製容器包装	34	30	21	20	10
	シュレツダー紙	4	4	4	4	3
	衣類等	24	19	15	11	7
小計		1,555	1,433	1,373	1,220	1,229
資源ごみ	スチール缶	109	110	114	98	106
	鉄くず	434	409	417	442	470
	アルミ缶	106	108	114	117	143
	アルミくず	44	43	44	48	55
	ガラスびん類 (無色、茶、その他、生びん)	805	786	731	682	627
	ペットボトル	199	194	191	154	152
	プラスチック製容器包装類	577	546	518	497	513
	その他の資源	70	102	134	152	36
小計		2,344	2,298	2,263	2,190	2,102
合 計		3,899	3,731	3,636	3,410	3,331

5) 埋立処分量

(単位：t)

種 別		平 成			令 和	
		28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
焼却残渣（主灰・飛灰）		3,659	3,581	3,599	4,620	4,185
不燃残渣		709	707	639	746	830
災害分（残渣類・稲わら・瓦くず・ガラス類）		0	0	0	512	1,693
計		4,368	4,288	4,238	5,878	6,708

6) ごみ収集計画

市 町 村 名		可燃・可燃性資源ごみ	資 源 ご み	不 燃 ご み	粗 大 ご み
白 河 市	白 河 地 区	週 2 回（月・木）	週 1 回（火）	金曜日隔週	月 2 回（指定日）
	表 郷 地 区		週 1 回（水）		月 1 回（指定日）
	大 信 地 区				
	東 地 区				
矢 吹 町		週 2 回（月・木）			
西 郷 村		週 2 回（火・金）			月 2 回（指定日）
泉 崎 村					月 1 回（指定日）
中 島 村					

7) 一般廃棄物処理手数料 (西白河地方クリーンセンター・リサイクルプラザ)

区 分	ごみ処理手数料の額 (消費税を含む)
家庭系のごみ	1. 可燃ごみ、不燃ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 ごみ袋 (令和元年10月1日改定) (1) 可燃・不燃ごみ袋 大 (45リットル・黒印刷) 20枚入り 1 束につき 7 8 6 円 (2) 可燃・不燃ごみ袋 小 (30リットル・黒印刷) 20枚入り 1 束につき 5 8 9 円 (3) 可燃・不燃ごみ袋 特小 (20リットル・黒印刷) 20枚入り 1 束につき 3 8 9 円 ※資源ごみ用指定袋 (かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、衣類等) のごみ処理手数料は無料
	2. 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを住民が直接搬入し、組合が処分する場合 (1) 可燃ごみ・10キログラム当たり 8 0 円 (2) 不燃ごみ・10キログラム当たり 9 0 円 (3) 指定有料袋での直接搬入 無 料
	3. 粗大ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 (◆粗大ごみ戸別収集制度) (1) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、オルガン、エアコン、流し台、タンス・サイドボード (H=90cm以上) 両袖机、ソファ (2人以上)、ベッド (ダブル以上) その他これらの類似品 1 個・台・枚・式当たり 1, 0 0 0 円 (2) 電子レンジ、ワープロ、ビデオデッキ、ステレオ、扇風機、石油ストーブ、タンス・戸棚・下駄箱 (H=90cm未満)、片袖机、椅子、畳、タイヤ、ガステーブル、自転車、布団、カーペット、ベッド (シングル・セミダブル) その他これらの類似品 1 個・台・枚・式当たり 5 0 0 円
事業系のごみ	可燃ごみ、不燃ごみを事業者及び許可業者が直接搬入した場合 (1) 可燃ごみ・10キログラム当たり 9 5 円 (2) 不燃ごみ・10キログラム当たり 1 1 0 円
動物の死体	犬、猫等の死体 1 体につき 1, 0 0 0 円

8) 指定ごみ袋の規格及び販売価格等（令和元年10月 1 日改定）

○ごみ袋の価格

（単位：円・税込み）

袋 の 種 類	可燃・不燃ごみ			資 源 ご み (ごみ処理手数料 無料)	
色	黒			青	
規 格	大	小	特小	大	小
袋 の 原 価 (20枚入り 1 束)	251	178	168	249	176
ごみ処理手数料 (20枚入り 1 束)	786	589	389	0	0
販売手数料 (20枚入り 1 束)	63	63	63	63	63
小 売 価 格 (20枚入り 1 束)	1,100	830	620	312	239

○ごみ袋の規格

袋 の 種 類	可燃ごみ・不燃ごみ			資 源 ご み	
規 格	大	小	特小	大	小
容 量	45ℓ	30ℓ	20ℓ	45ℓ	30ℓ
寸 法	65cm×80cm	50cm×70cm	40cm×65cm	65cm×80cm	50cm×70cm
肉 厚	0.035mm			0.025mm	
材 質	軟質ポリエチレン			硬質ポリエチレン	
透 度	透 明				

2. し尿処理事業

名 称	白河地方清掃センター
所 在 地	白河市大牛埦41番地
敷 地 面 積	8,768.1m ²
延 床 面 積	1,910.71m ²
収 集 方 法	許可業者 5業者 収集車両 20台
処 理 量	30,332kℓ (1日平均 83.1kℓ)
し尿処理手数料	収集運搬許可業者より徴収 18リットル／3円
施設運転管理	委託

1) 市町村別し尿・汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

市 町 村	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
白 河 市	17,888	17,371	17,221	17,386	17,244
矢 吹 町	4,964	5,040	4,834	4,958	5,196
西 郷 村	3,703	3,845	3,599	3,530	3,811
泉 崎 村	1,328	1,367	1,420	1,491	1,488
中 島 村	2,281	2,536	2,487	2,652	2,593
計	30,164	30,159	29,561	30,017	30,332

2) し尿・浄化槽、農業集落排水処理汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

種 別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し 尿	5,322	4,599	4,249	4,340	3,717
浄化槽汚泥	18,422	18,812	18,404	18,578	19,304
農 集 汚 泥	6,420	6,748	6,908	7,099	7,311
計	30,164	30,159	29,561	30,017	30,332

3) 汚泥処理量の実績

(単位：t)

種 別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼 却 処 理	1,624	1,628	1,544	2,042	1,995

※原発事故の影響により、汚泥の放射性セシウム濃度が200Bq/kgを超えていたため、平成23年7月から
は肥料としての緑農地還元は行わず、西白河地方クリーンセンターでの焼却処分としている。

(旧) 西白河地方衛生処理一部事務組合のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和41年 1月	西白河地方衛生処理一部事務組合設立（1市1町6村） 白河市独自で建設した白河市清掃センター（し尿処理施設 昭和37年竣工 36kℓ／日）を組合に無償移管する
昭和42年 9月	白河市独自で建設した「し尿処理施設 昭和42年 9月竣工 45kℓ／日」を組合に無償移管する
昭和45年 4月	ごみ焼却施設 25 t 炉（12.5 t × 2 機械バッチ）竣工（組合で建設）
〃 11月	白河市独自で建設した白河市ごみ焼却場（15 t 炉）及び収集車両 4 台を組合に無償移管し、ごみの広域収集始まる
昭和50年 4月	ごみ焼却施設 50 t 炉（25 t × 2 機械バッチ）竣工 75 t／日処理体制となった
昭和54年12月	し尿処理施設 40kℓ／日竣工 121 k ℓ／日処理体制となった
昭和55年 8月	浸出液処理施設を備えた西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事着工
昭和56年12月	西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事竣工
昭和57年10月	白河地方隔離病舎組合の解散により、組合が隔離病舎の運営を引き継ぐ
昭和60年 5月	可燃ごみ排出量の急増及び「新ごみ焼却施設建設工事の遅れ」等により、現有施設の焼却対応能力が著しく不足したことから、一般家庭のごみ収集体制や事業系搬入ごみの受け入れ業務に支障がでてきたため、ごみ減量化及び分別排出・分別収集を促進するため、可燃ごみ・不燃ごみの2分別方式による指定袋収集制度を検討し、5月に西郷村が開始し、翌年4月にかけて順次構成市町村で施行となった
平成 4年 7月	ごみ焼却施設「西白河地方クリーンセンター」建設工事着工 （白河市字亀石1番地）
平成 7年 3月	西白河地方クリーンセンター建設工事竣工
〃 4月	組合事務所を白河市字藤沢23番地から白河市字亀石1番地に移転
平成 9年10月	容器包装リサイクル法施行（7品目）
平成10年 4月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」改修工事着工
〃 8月	8月27日に組合管内地域で集中豪雨による災害が発生し、構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受けた 「災害ごみ 5,890 t 発生」
平成11年 4月	伝染病予防法の廃止に伴い、白河地方隔離病舎の用途を廃止する
〃 7月	ごみ処理有料化の施行に先立ち、有料袋サンプルを全世帯に無料配付し試行実施
〃 10月	分別排出・分別収集によるごみ処理有料化の施行及び粗大ごみの戸別収集開始

年 月	あゆみ
平成12年 1月	ダイオキシン類特別措置法施行「小型焼却炉使用規制」
〃 3月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」改修工事竣工
〃 4月	容器包装リサイクル法の完全施行により、資源ごみ10品目の分別排出・分別収集を実施
〃 5月	白河地方清掃センター「高度処理施設及び管理棟」建設工事着工
平成13年 4月	組合独自に不法投棄監視員を配置 廃棄物処理法改正「野焼き禁止」 家電リサイクル法施行（4品目）
〃 8月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事着工
平成14年 3月	白河地方清掃センター「高度処理施設及び管理棟」建設工事竣工
〃 5月	ごみの減量化・資源化施設の西白河地方リサイクルプラザ建設工事着工
〃 7月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事竣工
平成15年10月	資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル法施行
平成16年 3月	西白河地方リサイクルプラザ建設工事竣工
平成17年11月	組合構成市町村の合併により、構成8市町村から1市1町3村の5市町村となる
平成21年 4月	家電リサイクル法改正、2品目が追加され6品目となった
平成22年 4月	資源物持ち去り監視業務（早朝パトロール）実施
平成23年 3月	3月11日、東日本大震災により構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受け、災害廃棄物の受入処理を行うとともに、被災施設の復旧を開始した
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3月31日	西白河地方衛生処理一部事務組合解散
〃 4月 1日	組合統合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、衛生課が業務担当となる

(3) 滞納整理課

1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が平成19年度に実施され、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確保するため、厳正な滞納処分を実施する専門的な組織の設置が求められてきました。

しかしながら、平成21年のリーマンショック以降、長引く景気低迷、更には東日本大震災の影響により、市町村の基幹的財源である「地方税」の確保は年々厳しさを増す中、圏域9市町村共通の喫緊の課題である地方税滞納の解消を図るとともに、市町村行政への信頼性の確保と向上を図るため、共同で滞納整理を実施する専門的な組織が必要であるとの結論に至り、平成26年10月1日に白河地方広域市町村圏整備組合に滞納整理課を新設し、市町村からの派遣職員4名体制により業務を実施しています。

1. 業務内容

- ① 構成市町村から滞納事案を引き受けて、財産調査や搜索のうえ財産の差押えや公売による換価を行う。
- ② 構成市町村職員の徴収技術や専門知識の向上を図る。

2. 令和3年度の実績

(1) 引受案件状況

(単位：千円、件)

区 分	割当件数	引受件数	引受滞納額本税
R3	250	239	135,392

(2) 滞納額階層別移管件数内訳

(単位：千円、件、%)

区 分	0～500	500 ～ 1,000	1,000 ～ 2,000	2,000 ～ 3,000	3,000 以上	計
R3	144	56	27	9	3	239
割 合	60.25	23.43	11.30	3.77	1.25	100.00

(3) 処理状況

(単位：件)

区 分	引受件数	完納件数	一部納付件数	差押件数	納付誓約件数
R3	239	103	119	490	63

(4) 収納状況

(単位：千円、件、%)

区 分	引受滞納額 (A)	徴収金額 (B)	徴収率		本税徴収率 (C/A)	完納件数	完納率
			本税 (C)	附帯金等 (B) - (C)			
R3	135,392	119,414	79,251	40,163	58.53	103	43.10

(5) 税目別徴収状況

(単位：千円、%)

税 目	引受滞納額本税 (A)	徴収額本税 (B)	徴収率 (B/A)
市 町 村 民 税	39,030	20,245	51.87
固 定 資 産 税	26,599	21,267	79.95
軽 自 動 車 税	1,906	1,084	56.87
国民健康保険税	67,857	36,655	54.02
合 計	135,392	79,251	58.53

(6) 滞納処分状況

(単位：千円、件、%)

区 分	差押件数 (延べ)								合 計
	不動産	自動車等	出資金	動産	預貯金	給与	保険	その他	
件 数	6	0	2	12	37	210	15	208	490
割 合	1.22	0	0.41	2.45	7.55	42.86	3.06	42.45	100.00
換価額	4,291	0	455	34	3,686	12,116	5,164	21,487	47,233

(4) 用水供給課

1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

水道用水供給事業は、昭和62年11月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により、「白河地方水道用水供給企業団」を設立し、福島県が建設する堀川ダムを水源とした水道用水供給を行うため、昭和63年4月に福島県知事から白河地方水道用水供給事業の認可を受け、堀川ダムの建設に合わせて施設整備を行いました。

平成12年11月、堀川ダムが竣工したことにより、平成13年4月から圏域8市町村に用水供給を開始しております。

その後、平成16年12月に棚倉町が加入し、用水供給圏域が現在の6市町村となり、1日あたり最大21,310 m^3 の供給水量となっております。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、用水供給課において、業務を継続しています。

浄水場の名称	芝原浄水場
所 在 地	西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11
敷 地 面 積	20,294 m^2
浄 水 能 力	22,900 m^3 /日（一日最大取水量）
一日最大供給量	21,310 m^3 /日
水 源	堀川ダム（多目的ダム） 位置：西郷村大字真船字横川（左岸） 西郷村大字小田倉字谷津田（右岸） 型式：中央コア型ロックフィルダム 総貯水容量：5,500,000 m^3 有効貯水容量：5,200,000 m^3
浄 水 方 式	急速ろ過方式
浄 水 施 設	減圧井、粉末活性炭接触池、着水井、混和池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、浄水池
排 水 施 設	排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟
送 水 施 設	流量計室：9箇所【白河市白坂・表郷・東・大信、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町】 圧力調整池：白河市白坂地内【タンク容量1,000 m^3 】 梅ヶ沢増圧ポンプ場：白河市表郷八幡地内 鶴子山増圧ポンプ場：白河市白坂地内 緊急遮断弁室：白河市関辺川前地内
管 路 延 長	導水管： ϕ 400mm L=3,877m 送水管： ϕ 200mm～ ϕ 600mm L=80,141m

◎令和3年度供給量実績

(単位：m³)

構成市町村	一日最大供給量	一日平均供給量	年間供給量	供給率
白河市	6,800	6,310	2,303,202	92.8%
矢吹町	4,800	4,800	1,752,037	100.0%
西郷村	1,600	1,516	553,439	94.8%
泉崎村	3,510	3,101	1,131,723	88.3%
中島村	1,600	1,535	560,331	95.9%
棚倉町	3,000	2,999	1,094,593	100.0%
計	21,310	20,261	7,395,325	95.1%

※一日平均供給量 = 年間供給量 ÷ 365 (366) 日

◎年間供給量実績

(単位：m³)

構成市町村	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	供給量	供給率	供給量	供給率	供給量	供給率
白河市	2,334,726	94.1%	2,329,424	93.6%	2,333,846	94.0%
矢吹町	1,750,977	99.9%	1,756,036	100.0%	1,754,174	100.1%
西郷村	547,876	93.8%	532,773	91.0%	533,514	91.4%
泉崎村	1,144,607	89.3%	1,104,359	86.0%	1,104,687	86.2%
中島村	558,933	95.7%	551,172	94.1%	556,847	95.4%
棚倉町	1,095,000	100.0%	1,097,647	100.0%	1,094,899	100.0%
計	7,432,119	95.6%	7,371,411	94.5%	7,377,967	94.9%

◎令和4年度水道法に基づく水質基準項目

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
(1)	一般細菌	18	テトラクロエチレン	35	銅及びその化合物
(2)	大腸菌	19	トリクロエチレン	36	ナトリウム及びその化合物
3	カルシウム及びその化合物	20	ベンゼン	37	マンガン及びその化合物
4	水銀及びその化合物	21	塩素酸	(38)	塩化物イオン
5	セレン及びその化合物	22	クロ酢酸	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
6	鉛及びその化合物	23	クロホルム	40	蒸発残留物
7	ヒ素及びその化合物	24	ジクロ酢酸	41	陰イオン界面活性剤
8	六価クロム化合物	25	ジブromクロロメタン	42	ジエオキシ
9	亜硝酸態窒素	26	臭素酸	43	2-メチルイソボルネオール
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	27	総トリハロメタン(22、24、28、29の総和)	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	28	トリクロ酢酸	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	29	ブromジクロロメタン	(46)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
13	砒素及びその化合物	30	ブromホルム	(47)	pH値
14	四塩化炭素	31	ホルムアルデヒド	(48)	味
15	1,4-ジメチルベンゼン	32	亜鉛及びその化合物	(49)	臭気
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロエチレン	33	アルミニウム及びその化合物	(50)	色度
17	ジクロロメタン	34	鉄及びその化合物	(51)	濁度

(水道法第4条に基づく水質基準に関する省令「平成15年5月30日厚生労働省令第101号」規定による)

◎令和４年度広域圏水質基準項目定期検査頻度（計画）

	水質基準３９項目	水質基準５１項目	水質基準毎月９項目
原水（浄水場入口水）	４回／年（５，８，１１，２月）	－	－
浄水（浄水場出口水）	－	４回／年（５，８，１１，２月）	－
白河市大信流量計室（供給地点）	－	４回／年（５，８，１１，２月）	左記の月を除き毎月（８回／年）
その他流量計室（供給地点）	－	－	毎月（１２回／年）
厚生労働省水道課長 通知規定の検査頻度	１回／年以上	－	－
供給地点の法定検査頻度	－	４回／年以上	１回／月以上

※原水は法定ではなく、水質基準適用外です。

※原水は全５１項目から「消毒副生成物１１項目」と「味」を除いた３９項目です。

※「消毒副生成物１１項目」は項目の表の項番21～31の項目です。

※毎月９項目は項目の表の項番（１），（２），（３８），（４６），（４７），（４８），（４９），（５０），（５１）の項目です。

※定期検査以外にも、水質異常発生時には臨時検査も行います。

◎令和３年度水道法に基づく水質基準項目検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	水質基準３９項目 （原 水 ）	水質基準５１項目 （ 浄 水 ）	水質基準毎月９項目 （ 浄 水 ）
広 域 圏	４	８	１０４
計	４	８	１０４

◎令和４年度放射性物質モニタリング検査頻度（計画）

	堀川ダム流入水 （堀川）	原 水 （浄水場入口水）	浄 水
広 域 圏	１回／月	１回／週	１回／週
市 町 村	－	－	１回／月

※浄水は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づく基本検査頻度です。

※堀川ダム流入水及び原水は広域圏が独自に行います。

◎令和３年度放射性物質モニタリング検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	堀川ダム流入水 （堀川）	原 水 （浄水場入口水）	浄 水
広 域 圏	１２	５０	５０
白 河 市	－	－	１０８
矢 吹 町	－	－	２４
西 郷 村	－	－	６０
泉 崎 村	－	－	０
中 島 村	－	－	１２
棚 倉 町	－	－	８４
矢 祭 町	－	－	３６
塙 町	－	－	７２
鮫 川 村	－	－	３４
計	１２	５０	４８０

(旧) 白河地方水道用水供給企業団のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和 6 0 年 7 月	堀川ダム建設対策協議会が設置される
昭和 6 2 年 5 月	白河地方水道用水供給企業団設立準備会が設置される
〃 1 1 月	企業団設立許可（福島県指令地第975号） 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）
〃 1 2 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する基本協定を県知事と締結
昭和 6 3 年 4 月	水道用水供給事業経営の許可を得る（福島県指令環衛第182号）
〃 7 月	厚生省に水道水源開発施設整備事業として採択される
平成 元 年 9 月	厚生省に特定広域化施設整備事業として採択される
平成 3 年 1 1 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額及び負担割合の変更
平成 5 年 2 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
〃 7 月	建設大臣より阿武隈川水系堀川水利使用許可を得る（建設省東北地河調発第11号）
平成 7 年 1 0 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積及び完成期限
平成 9 年 1 0 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額の変更
平成 1 0 年 6 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積の変更
平成 1 1 年 5 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
平成 1 2 年 1 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※完成期限の変更
〃 1 1 月	棚倉町分水に関する基本協定を棚倉町と締結
〃 1 1 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※構造の変更
平成 1 3 年 4 月	用水供給開始（18, 310 m ³ /日）
平成 1 6 年 1 2 月	棚倉町の企業団加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町 （1市2町6村） 用水供給量変更（最大21, 310 m ³ /日）
平成 1 7 年 4 月	棚倉町へ1日あたり最大3, 000 m ³ の供給を開始する ※全体の用水供給量（最大21, 310 m ³ /日）
平成 2 4 年 2 月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3 月 3 1 日	白河地方水道用水供給企業団解散
〃 4 月 1 日	組 合 統 合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、用水供給課が業務担当となる

白河地方広域市町村圏整備組合管路

管路別

導水管：ダクタイル鋳鉄管			道・導水管延長		
路線	管径(mm)	延長(m)	導水管	管径(mm)	延長(m)
導水管	φ400	3,877	送水管	φ600～φ200	67,841
合計		3,877	合計		71,718

管径別

導水管	
管径(mm)	延長(m)
φ400	3,877
合計	3,877

送水管：ダクタイル鋳鉄管			送水管：ダクタイル鋳鉄管		
路線	管径(mm)	延長(m)	路線	管径(mm)	延長(m)
1号線	φ400、φ350	9,193	8号線	φ200	8,119
2号線	φ600	9,337	9号線	φ300、φ350	4,465
3号線	φ450	5,559	10号線	φ200	3,445
4号線	φ400	6,383	11号線	φ200	3,801
5号線	φ300	4,289	12号線	φ250	1,702
6号線	φ200	6,696	13号線	φ250	191
7号線	φ200	4,524	白河市流入管	φ300	137
合計			合計		67,841

送水管	
管径(mm)	延長(m)
φ600	9,337
φ450	14,673
φ400	6,383
φ350	101
φ300	8,869
φ250	1,893
φ200	26,585
合計	67,841

棚倉町

路線	管径(mm)	延長(m)
棚倉町送水管	φ250	12,300
合計		12,300

堀川ダム
H・W・L=616.50m
L・W・L=588.50m

西郷村堀川取水口
Q=1,600m³/d
H・W・L=610.00m
L・W・L=604.50m

芝原浄水場
取水井 H・W・L=499.64m
沈砂池 H・W・L=499.00m
浄水池 H・W・L=495.50m
L・W・L=491.50m

駒子山増圧ポンプ場
タンク容量=138t
H・W・L=422.25m
L・W・L=419.25m

圧力調整池
タンク容量=1,000m³
H・W・L=430.00m
L・W・L=426.00m

白河市白成取水口
Q=2,800m³/d
H・W・L=440.00m
L・W・L=435.00m

凡	例
	堀川ダム
	浄水場
	中継ポンプ場
	圧力調整池
	緊急流断介空
	受水地点
	送水管路
	導水管路
	水管橋
	推進工
	市町村界

[illegible]

構成市町村名	一日最大供給量 (m ³ /日)	備 考
白 河 市	6,800	取水 量:22,900m ³ /日 水源:堀川ダム (阿武隈川水系・堀川)
西 郷 村	1,600	
泉 崎 村	3,510	
中 島 村	1,600	
矢 吹 町	4,800	
棚 倉 町	3,000	
合 計	21,310	

取水 量:22,900m³/日
水源:堀川ダム
(阿武隈川水系・堀川)

白河市大信大林受水池
Q=800m³/日
H·W·L=339.50m
L·W·L=335.00m

号線
50
191m
矢吹町五本松受水池
Q=4,800m³/日
H W L=340.00m
L W L=330.00m

泉峰林外ノ入受水池
 $Q=3.510 \text{ m}^3/\text{日}$
 $H \setminus W \setminus L=35/40 \text{ m}$
 $L \setminus W \setminus L=349/10 \text{ m}$
 $\phi 250$
 $L=1.702 \text{ m}$

中島村天王山受水池
Q=1,600m³/日
H:W:L=334:90m
L:W:L=330:90m

白河市表掘八幡受水池
Q=1 600m³/日
H·W·L—397.00m
L·W·L—393.00m

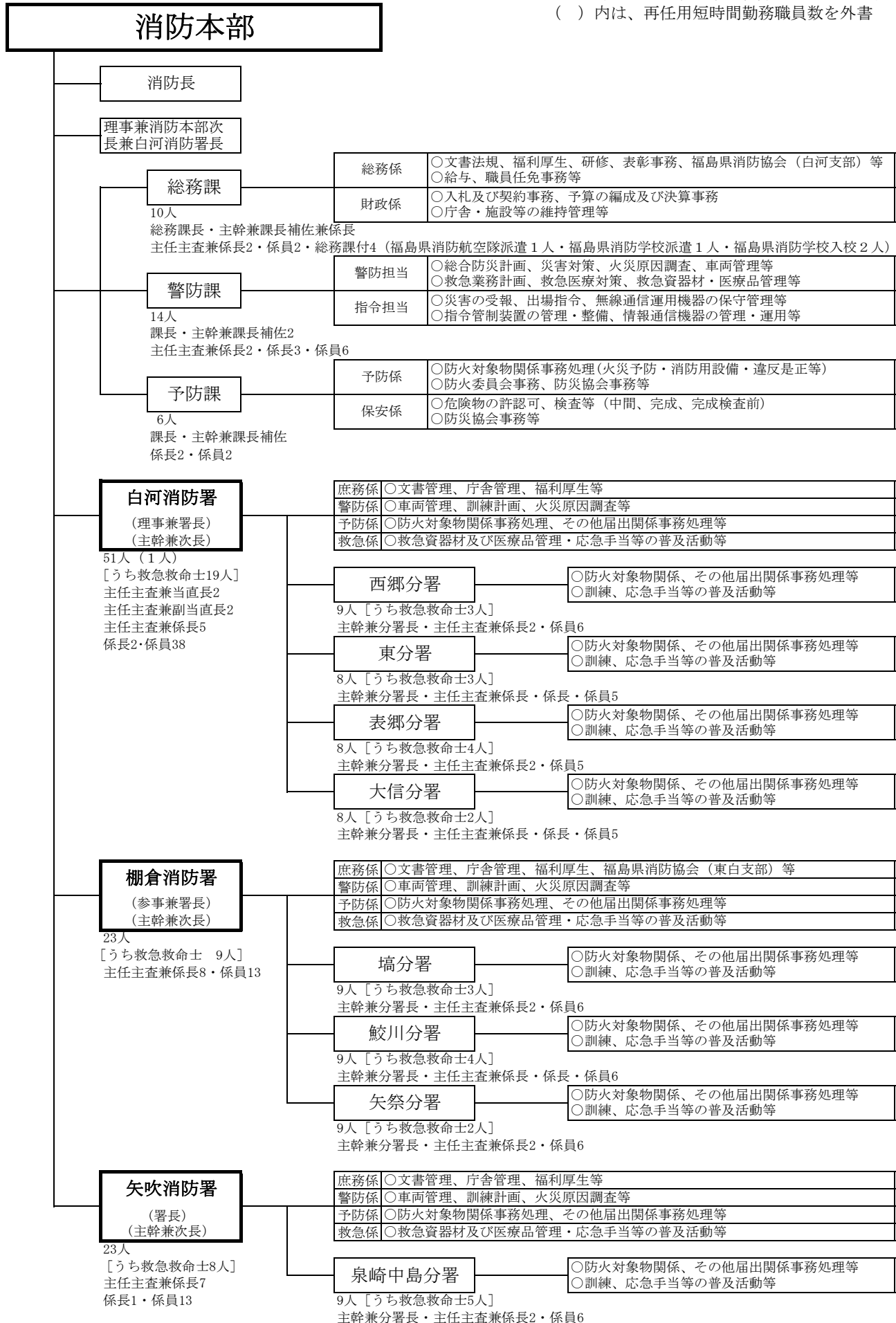
白河市東受水池
 $Q = 1,600 \text{ m}^3/\text{日}$
 $H, W, L = 358, 85 \text{ m}$
 $L, W, L = 354, 90 \text{ m}$

櫻倉受水池
 $Q=3.000\text{m}^3/\text{日}$
 $H, W, L=362.70\text{m}$
 $L, W, L=356.50\text{m}$

消 防

白河地方広域市町村圏整備組合消防組織

令和4年4月1日現在、職員数 197人(1)
() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書



広域消防力分布図

令和4年4月1日現在

白河消防署 西郷分署

職員 9 名
小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

白河消防署 大信分署

職員 8 名
小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台

矢吹消防署

職員 23 名
ポンプ車(積載兼用) 1台
水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

白河消防本部

職員 32 名
連絡車 7台
人員輸送車 1台
資機材搬送車 1台

白河消防署

職員 51 名 (1)
小型水槽付ポンプ車 1台
水槽付ポンプ車 1台
梯子車 1台
化学車 1台
救助工作車Ⅱ型 1台
高規格救急車 2台
防火広報車 2台
指揮車 1台

(1) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

矢吹消防署 泉崎中島分署

職員 9 名
小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

白河消防署 白東分署

職員 8 名
小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台

棚倉消防署 鮫川分署

職員 9 名
小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

棚倉消防署 塙分署

職員 9 名
小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

白河消防署 白表郷分署

職員 8 名
小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台

棚倉消防署

職員 23 名
小型水槽付ポンプ車 1台
水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
指揮車 1台
連絡車 1台

棚倉消防署 矢祭分署

職員 9 名
小型水槽付ポンプ車 1台
高規格救急車 1台
防火広報車 1台

所 属 別 階 級 別 配 置 状 況

令和4年4月1日現在 (単位：人)

区 分		消 防 職 員									合 計
		消 防 吏 員								その他の職員	
		消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	小 計		
消 防 本 部	消 防 長	1							1		1
	理事兼消防本部次長兼白河消防署長		1						1		1
	総 務 課		1	2	3				6		6
	警 防 課		1	2	9	2			14		14
	予 防 課		1	1	2	2			6		6
	県 消 防 学 校 派 遣				1				1		1
	県消防防災航空隊派遣					1			1		1
	県 消 防 学 校 入 校							2	2		2
	小 計	1	4	5	15	5		2	32		32
消 防 署 ・ 分 署	白 河 消 防 署			7	8	27	3	5	50	(1)	50
	西 郷 分 署			2	1	6			9		9
	東 分 署			2	2	2		2	8		8
	表 郷 分 署			1	2	4	1		8		8
	大 信 分 署			2	2	3		1	8		8
	棚 倉 消 防 署		1	5	4	8	3	2	23		23
	塙 分 署			2	1	4		2	9		9
	鮫 川 分 署			2	1	5	1		9		9
	矢 祭 分 署			1	4	2	1	1	9		9
	矢 吹 消 防 署		1	5	4	11		2	23		23
	泉 崎 中 島 分 署			2	1	5	1		9		9
	小 計		2	31	30	77	10	15	165	(1)	165
合 計		1	6	36	45	82	10	17	197	(1)	197

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

階 級 別 勤 続 年 数

令和4年4月1日現在 (単位：人)

階級 勤続年	消防監	消防 司令長	消防司令	消防 司令補	消防士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	計
1年未満							2	(1)	2
1 年							3		3
2 年							4		4
3 年						2	4		6
4 年						4	4		8
5 年						2			2
6 年					3	1			4
7 年					2				2
8 年					13	1			14
9 年				1	11				12
1 0 年					13				13
1 1 年				1	10				11
1 2 年				2	11				13
1 3 年				4	7				11
1 4 年				4	6				10
1 5 年				3	3				6
1 6 年				3					3
1 7 年				3	2				5
1 8 年				3	1				4
1 9 年									
2 0 年				3					3
2 1 年									
2 2 年				4					4
2 3 年				5					5
2 4 年									
2 5 年			1	3					4
2 6 年			3	2					5
2 7 年			1	3					4
2 8 年				1					1
2 9 年			11						11
3 0 年									
3 1 年			1						1
3 2 年			3						3
3 3 年		1	8						9
3 4 年									
3 5 年		1	1						2
3 6 年			2						2
3 7 年		1	2						3
3 8 年									
3 9 年	1		2						3
4 0 年		3	1						4
4 1 年									
計	1	6	36	45	82	10	17	(1)	197

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

市 町 村 別 火

区分 市町村		火 災 発 生 件 数 (件)																焼損面積		
		計	建 物	林 野	車 両	そ の 他	月 別 内 訳												建 物 (㎡)	林 野 (a)
							4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
白河市	R 2	26	14	2	1	9	2		1	1	5	2	2	2		3	3	5	1,484	24
	R 3	18	10	1	3	4	3		1	1	1		1	2		2	5	2	768	9
	増減	△8	△4	△1	2	△5	1				△4	△2	△1			△1	2	△3	△ 716	△ 15
西郷村	R 2	8	5	2	1		3				1		1			1		2	3	2
	R 3	9	7			2		2	1	1	1	1		1	1			1	437	
	増減	1	2	△2	△1	2	△3		2	1		1			1			△1	434	△ 2
泉崎村	R 2	6	3		1	2	2	1			2						1		81	
	R 3	3	3					1			1				1				291	
	増減	△3			△1	△2	△2				△1				1		△1		210	
中島村	R 2	1				1		1												
	R 3	4	2			2									2		1	1	27	
	増減	3	2			1		△1							2		1	1	27	
矢吹町	R 2	8	1	2	1	4	1					1	1	1	1		3			25
	R 3	7	2	2		3	1	1	1							1	2	1	169	16
	増減	△1	1		△1	△1		1	1			△1	△1	△1	△1	1	△1	1	169	△ 9
棚倉町	R 2	2	2															2	74	
	R 3	8	4		1	3			2	1	1	1	1		1		1		171	
	増減	6	2		1	3			2	1	1	1	1		1		1	△2	97	
矢祭町	R 2	3	1			2					2						1		307	
	R 3																			
	増減	△3	△1			△2					△2						△1		△ 307	
塙町	R 2	1			1								1							
	R 3	5	1	2	1	1				1					1			3		66
	増減	4	1	2		1				1		△1			1			3		66
鮫川村	R 2	1	1														1		26	1
	R 3	2	2						1						1				754	3
	増減	1	1						1						1		△1		728	2
計	R 2	56	27	6	5	18	8	2	1	1	10	3	5	3	1	4	9	9	1,975	52
	R 3	56	31	5	5	15	4	2	6	4	5	2	3	2	7	4	9	8	2,617	94
	増減		4	△1		△3	△4		5	3	△5	△1	△2	△1	6			△1	642	42

災 発 生 状 況

令和3年4月1日～令和4年3月31日 (単位：件)

焼損棟数(棟)				罹災世帯(世帯)			罹 災 人 員 (人)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 見 積 額 (千円)				
全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損				計	建 物	林 野	車 両	そ の 他
9	2	10	4	9	1	8	45		2	106,704	105,473		1,112	119
10	3	1	4	1		4	12	3	5	15,943	13,649	33	2,145	116
1	1	△9		△8	△1	△4	△33	3	3	△90,761	△91,824	33	1,033	△3
		2	3			2	7		3	662	644		18	
4	1	3	1	1	2	4	18		1	29,816	29,816			
4	1	1	△2	1	2	2	11		△2	29,154	29,172		△18	
	1	1	2			1	3			6,546	3,457		2,878	211
2		1		2		1	5		1	19,343	18,974		337	32
2	△1		△2	2			2		1	12,797	15,517		△2,541	△179
1			1			1	1		2	380	365			15
1			1			1	1		2	380	365			15
			1							515	145	185	160	25
1		2	3	1		2	12		1	16,478	15,844	18	347	269
1		2	2	1		2	12		1	15,963	15,699	△167	187	244
		1	1											
1			4	1		2	7		1	7,124	7,084		10	30
1		△1	3	1		2	7		1	7,124	7,084		10	30
3		1	1	2			3	1		12,252	11,373		693	186
△3		△1	△1	△2			△3	△1		△12,252	△11,373		△693	△186
										120			120	
			1					2	1	236			236	
			1					2	1	116			116	
1										258	258			
6		2	1	2			8		2	29,371	29,277		60	34
5		2	1	2			8		2	29,113	29,019		60	34
13	3	15	12	11	1	11	58	1	5	127,057	121,350	185	4,981	541
25	4	9	15	8	2	14	63	5	14	118,691	115,009	51	3,135	496
12	1	△6	3	△3	1	3	5	4	9	△8,366	△6,341	△134	△1,846	△45

市 町 村 別 火 災 原 因 状 況

令和3年4月1日～令和4年3月31日 (単位：件)

市町村別 原因別	白 河 市	西 郷 村	泉 崎 村	中 島 村	矢 吹 町	棚 倉 町	矢 祭 町	埴 町	鮫 川 村	合 計	割 合
たばこ	2					1				3	5.4%
こんろ	2	1		1		1				5	8.9%
かまど											
風呂かまど											
炉											
焼却炉											
ストーブ	1	1	2		1					5	8.9%
ボイラー											
排気管	1									1	1.8%
煙突・煙道											
電気機器											
電灯・電話の配線						2				2	3.6%
内燃機関	1			1	1					3	5.4%
配線器具		1								1	1.8%
火あそび											
取灰	2									2	3.6%
溶接機溶断機											
たき火	3	2			3			1		9	16.1%
衝突の火花											
火入れ	2			1				2		5	8.9%
放火・放火の疑い	3			1	2			2		8	14.3%
その他	1	3	1			4				9	16.1%
不明調査中		1							2	3	5.3%
合 計	18	9	3	4	7	8		5	2	56	100%

過 去 5 年 間 の 火 災 状 況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

年 別 区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
火災発生件数 (件)	建 物 火 災	30	29	29	27	31
	林 野 火 災	7	10	9	6	5
	車 両 火 災	16	6	6	5	5
	そ の 他 の 火 災	19	26	23	18	15
	合 計	72	71	67	56	56
焼損棟数 (棟)	全 焼	11	18	17	13	25
	半 焼	3	3		3	4
	部 分 焼	7	6	13	15	9
	ば や	14	10		12	15
	合 計	35	37	30	43	53
焼損面積	建物面積 (㎡)	1,609	2,212	1,815	1,975	2,617
	林野面積 (a)	129	172	431	52	94
罹災世帯数 (世帯)	全 損	10	7	17	11	8
	半 損	4			1	2
	小 損	11	6	13	11	14
	合 計	25	13	30	23	24
	罹 災 人 員	26	30	60	58	63
損害見積額 (千円)	建 物 火 災	63,323	70,523	57,707	119,302	115,009
	林 野 火 災		649	9,372	185	51
	車 両 火 災	3,475	1,520	6,646	4,981	3,135
	そ の 他 の 火 災	27	706	2103	541	496
	合 計	66,825	73,398	75,828	125,009	118,691
者死 数傷 (人)	死 者	1	3	3	1	5
	負 傷 者	12	8	10	5	14
1日平均損害額 (千円)		183	201	208	342	325
1件当たりの建物 平均損害額 (千円)		2,111	2,432	1,990	4,419	3,710
1日当たりの建物 平均損害額 (千円)		173	193	158	327	315

発 生 場 所 別

種別 市町村別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害			
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員		
白 河 市	旧白河	2, 875	2, 180	2, 474	1, 849	8	1	1				157	135	23	22
	表郷		321		294	5	1				21	16	5	5	
	大信		165		144	1					10	7	6	6	
	東		209		187	1	1				11	9	2	2	
西郷村			760		647	9			1			78	62	9	9
泉崎村			276		252	5	1					31	27	8	7
中島村			208		195	3	1					13	15	1	1
矢吹町			777		687	9						64	52	12	12
棚倉町			581		525	6	1					51	44	4	4
矢祭町			217		194							21	15	5	4
塙 町			386		358	6	1					13	12	5	5
鮫川村			142		126	3						5	3	1	1
その他			10		9							8	7		
合計			6, 232		5, 467	56	7	1		1		483	404	81	78
前年同期			5, 589		4, 957	51	6			1	1	390	366	50	48
比 較			643		510	5	1	1			△ 1	93	38	31	30

署 別 救 急

種別 署別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
白河		1,884	1,563	18	2	1		1		148	123	18	18
西郷		630	543	1						52	41	9	8
東		356	313	12	3					35	30	3	3
表郷		497	450	4						34	26	7	7
大信		320	283	9						28	19	10	10
計		3,687	3,152	44	5	1		1		297	239	47	46
棚倉		517	463	3						40	32	4	4
塙		379	359	1	1					20	22	3	3
矢祭		245	223	1						21	19	7	6
鮫川		146	131	3						5	3	1	1
計		1,287	1,176	8	1					86	76	15	14
矢吹		720	642	1						47	40	10	9
泉崎中島		538	497	3	1					53	49	9	9
計		1,258	1,139	4	1					100	89	19	18
合計		6,232	5,467	56	7	1		1		483	404	81	78

救 急 出 動 状 況

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加 害		自損行為		急 病		その他		前年同期		比 較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
7	7	316	287	3	2	20	13	1,428	1,195	217	187	2,011	1,697	169	152
		30	28	1	1	3	2	249	235	7	6	273	246	48	48
2	2	18	18			1	1	124	109	3	1	171	158	△ 6	△ 14
1	1	38	37			3	1	148	134	5	2	163	144	46	43
		89	87	5	3	19	7	511	454	39	25	664	597	96	50
4	4	27	27			1		191	180	9	6	311	283	△ 35	△ 31
1	1	30	28			2	2	151	141	7	6	130	120	78	75
2	2	95	90	1	1	9	6	499	447	86	77	672	608	105	79
		71	63	4	4	2	1	398	370	45	38	500	471	81	54
		21	19			2	2	162	149	6	5	220	200	△ 3	△ 6
1	1	44	42	1	1	2	2	240	224	74	70	336	309	50	49
		16	14					117	108			129	117	13	9
								2	2			9	7	1	2
18	18	795	740	15	12	64	37	4,220	3,748	498	423	5,589	4,957	643	510
17	17	725	668	20	15	74	54	3,818	3,397	443	385				
1	1	70	72	△5	△3	△ 10	△ 17	402	351	55	38				

出 動 状 況

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加 害		自損行為		急 病		その他		前年同期		比 較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
6	6	260	242	6	4	24	14	1,280	1,058	122	96	1,868	1,584	16	△ 21
		95	89	2	1	12	3	433	388	26	13	490	435	140	108
1	1	59	57	1	1	5	2	227	207	13	9	264	238	92	75
1	1	65	58	1	1	3	2	360	335	22	20	398	343	99	107
2	2	25	23			2	2	145	131	99	96	284	256	36	27
10	10	504	469	10	7	46	23	2,445	2,119	282	234	3,304	2,856	383	296
		60	51	3	3	1	1	361	334	45	38	464	435	53	28
		41	39	1	1	1	1	243	227	69	65	345	317	34	42
1	1	27	25			3	3	175	160	10	9	225	209	20	14
		17	15					120	112			128	115	18	16
1	1	145	130	4	4	5	5	899	833	124	112	1,162	1,076	125	100
1	1	88	85	1	1	7	4	498	444	67	58	635	584	85	58
6	6	58	56			6	5	378	352	25	19	488	441	50	56
7	7	146	141	1	1	13	9	876	796	92	77	1,123	1,025	135	114
18	18	795	740	15	12	64	37	4,220	3,748	498	423	5,589	4,957	643	510

月 別 救 急 出 動 状 況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：件)

月別 種別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
火 災	4	1	4	4	5	2		2	10	4	8	12	56
自然災害												1	1
水 難							1						1
交通事故	38	40	44	48	35	39	49	42	29	39	34	46	483
労働災害	6	8	8	5	5	13	4	6	9	9	4	4	81
運動競技		6	4	1	2		4				1		18
一般負傷	55	58	69	61	62	69	70	84	71	83	51	62	795
加 害	1	2				1	1	2	2	2	3	1	15
自損行為	8	4	8	4	7	5	6	5	6	5	2	4	64
急 病	314	329	324	358	380	350	380	336	372	400	345	332	4,220
そ の 他	47	30	51	45	38	36	34	48	54	39	37	39	498
合 計	473	478	512	526	534	515	549	525	553	581	485	501	6,232

市 町 村 別 救 急 業 務 実 施 状 況

市町村別	人 口 (人) 令和2年 4月1日現在	救急出動件数 (件)		対前年 増減率 (%)	救急出動頻度	A内における人口 100人当たりの救急 出動件数 (件)
		令和2年度	令和3年度 A			
白河市	59,491	2,618	2,875	9.8	1日に 7.9 回	4.83
西郷村	20,808	664	760	14.5	1日に 2.1 回	3.65
泉崎村	6,213	311	276	△11.3	1日に 0.8 回	4.44
中島村	4,885	130	208	60.0	1日に 0.6 回	4.26
矢吹町	17,287	672	777	15.6	1日に 2.1 回	4.49
棚倉町	13,343	500	581	16.2	1日に 1.6 回	4.35
矢祭町	5,392	220	217	△1.4	1日に 0.6 回	4.02
塙 町	8,302	336	386	14.9	1日に 1.1 回	4.65
鮫川村	3,049	129	142	10.1	1日に 0.4 回	4.66
その他※	－	9	15	66.7	24日に 1 回	－
計	138,770	5,589	6,237	11.6	1日に 17.1 回	4.49

※その他は圏域市町村以外の救急出動

